

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

三角運送株式會社定款



# 三角運送株式會社定款

## 第一章 總 則

第一條 當會社ハ三角運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ熊本縣宇土郡三角町ニ置ク

但シ必要ニ應ジ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 當會社ハ左記各項ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、小運送業

二、貨物自動車運送事業

三、勞務ノ請負業

四、保險ノ代理業

五、營業上關係ヲ有スル他ノ會社ノ株式ノ引受又ハ有利事業ヘノ投資

六、前記各項ニ關聯スル一切ノ業務

第四條 當會社ノ資本金ヲ拾八萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ熊本市ニ於テ發行スル九州日日新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

## 第二章 株式

二

- 第六條 當會社ノ株式ハ之ヲ參千六百株ト爲シ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第七條 株券ハ記名式ト爲シ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種トス
- 第八條 株式ノ第一回拂込ハ壹株ニ付金拾七圓五拾錢トシ第二回以後ノ拂込金額及期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 株主ガ株金ノ拂込ヲ遲滞シタルトキハ其ノ遲滞額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込實行當日迄金壹百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ當會社ニ延滞損害金ヲ支拂ヒ且ツ遲滞ニ依テ夫レ以上ノ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス
- 第十條 株式ハ取締役會ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ之ヲ質人擔保ニ供シ又ハ讓渡スルコトヲ得ズ
- 第十一條 株券ノ裏書ニヨル株式ノ讓渡ハ之ヲ禁止ス
- 第十二條 株式ヲ讓渡シタルトキハ其ノ讓渡人及讓受人ハ當會社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ株券ヲ添ヘテ差出スベシ
- 第十三條 株券ヲ毀損シ又ハ株券ノ分合ヲ爲スタメニ新株券ノ交付ヲ要求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ株券ヲ添ヘテ差出スベシ
- 第十四條 株券ノ喪失ニ依リ再交付ヲ要スル者ハ商法第二百三十條ノ規定ニ從ツテ公示催告及除權判決ノ手續ヲ執リ該判決ノ正本又ハ謄本ヲ差出スコトヲ要ス
- 第十五條 相續遺贈又ハ法律ノ規定ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ當會社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ

記名捺印ノ上其ノ事實ヲ證明スベキ書類及株券ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求スベシ

第十六條 株式名義書換及新株式ノ交付ニ就テハ左ノ手数料ヲ徵收ス

- 一、名義書換料 株券壹枚ニ付 金參拾錢也
- 一、新株券交付 株券壹枚ニ付 金六拾錢也

- 第十七條 當會社ハ毎計算期終了ノ翌日ヨリ其ノ期ノ定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス
- 第十八條 臨時株主總會ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其ノ株主總會終了ノ日迄亦同ジ
- 第十九條 株主ハ其ノ住所氏名及印鑑ヲ會社ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第二十條 當會社ガ株主ニ對シテ爲スベキ通知及催告ハ株主ガ届出デタル住所ニ宛テ之ヲ發送ス前條ノ手續ヲ怠ル時ハ當會社ハ諸般ノ通知及催告ニ關シ其ノ責ニ任ゼズ
- 第二十一條 株式ガ數人ノ共有ニ屬スル時ハ共有者ハ株式ノ權利ヲ行使スベキ者壹人ヲ定ムルコトヲ要ス
- 第二十二條 株主ノ權利ヲ行使スベキ者ヲ定メザルトキハ共有者ニ對スル會社ノ通知又ハ催告ハ其ノ壹人ニ對シテ之ヲ爲ス

## 第三章 株主總會

- 第二十一條 定時株主總會ハ毎年四月及拾月ノ兩度之ヲ招集シ臨時株主總會ハ必要ニ應ジ之ヲ招集ス
- 第二十二條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ他ノ取締役ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

三

- 第二十三條 株主ハ壹株ニ付壹個ノ議決權ヲ有ス
- 第二十四條 株主ハ其ノ議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得  
但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ委任狀ヲ當會社ニ提出スルコトヲ要ス
- 第二十五條 株主總會ノ議事ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 株主總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ノ行使ヲ妨ゲズ
- 第二十六條 總會ニ出席シタル株主ハ出席者名簿ニ記名捺印スベシ  
但シ出席者代理人ナルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ
- 第二十七條 株主總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作り之ニ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長及出席シタル取締役及監査役署名捺印ノ上當會社ニ保存スルモノトス

### 第四章 役員

- 第二十八條 當會社ニ取締役五名以内監査役貳名以内ヲ置ク
- 第二十九條 取締役ハ五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ又監査役ハ參拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 第三十條 取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ノ任期ハ貳ケ年トス  
但シ再選ヲ妨ゲズ

其ノ任期ガ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會前ニ滿了スルトキハ該總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス

- 補缺選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第三十一條 取締役又ハ監査役ニ缺員アルモ法定ノ人員ヲ缺カズ且業務上支障ナキトキハ次ノ定時株主總會迄補缺選任ヲ延期シ又ハ補缺ヲ爲サザルコトヲ得
- 第三十二條 取締役ノ互選ヲ以テ社長登名、常務取締役登名ヲ選任ス  
社長ハ社務ヲ總攬シ又會社ヲ代表ス
- 第三十三條 取締役會ノ議決ハ取締役ノ半数以上出席シ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス但シ可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第三十四條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

### 第五章 計 算

- 第三十五條 當會社ノ營業年度ハ毎年四月壹日ヨリ九月末日迄及拾月壹日ヨリ翌年參月末日迄トシ每營業年度末ニ決算ヲ行フ
- 第三十六條 當會社ノ損益決算ハ總益金ヨリ總損金ヲ控除シ其ノ殘額ヲ純益金トシ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス  
一、法定積立金 百分ノ五以上

- 一、別途積立金 若干
- 一、役員賞與金 百分ノ拾以下
- 一、退職慰勞積立基金 若干
- 一、株主配當金 若干

但シ計算ノ都合ニ依リ純益金ノ全部又ハ一部ヲ次期ニ繰越スコトヲ得

第三十七條 株主配當金ハ每營業年度末ニ於ケル株主名簿記載ノ株主ニ之ヲ配當ス

第三十八條 株主ニ於テ利益金配當ノ通知ノ日ヨリ起算シ滿五箇年該利益配當ヲ請求セザルトキハ之ガ受領ノ權利ヲ失ハシメ當會社ノ所得ト爲ス

### 附 則

第三十九條 會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費用ハ壹千圓以内トス

第四十條 當會社ノ設立ニ當リ發起人ノ引受クベキ株數及ビ發起人ノ住所氏名左ノ如シ

- 住所 熊本市大江町大字本五百貳番地
- 一、五拾株 大 月 甫 三
- 住所 熊本市春日町九百四拾番地
- 一、五拾株 田 村 新

- 住所 熊本市本山町六百四拾七番地
- 一、五拾株 山 本 量 造
- 住所 熊本縣八代郡鏡町大字鏡村四拾八番地
- 一、五拾株 諏 訪 義 隆

- 住所 熊本市春日町壹千貳百八番地
- 一、五拾株 緒 方 忠 五 郎
- 住所 熊本市花園町七百貳拾參番地
- 一、五拾株 佐 竹 直 衛

- 住所 熊本縣宇土郡三角町大字三角浦千五百拾九番地
- 一、五拾株 山 中 彌 三 郎

第四十一條 會社ノ成立後讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡人ノ氏名左ノ如シ

- 一、營業權 但シ此價格 金 貳萬圓
- 讓渡人 熊本運送株式會社
- 一、營業權 但シ此價格 金 壹萬圓
- 讓渡人 三角海運株式會社
- 一、營業權

但シ此價格

金壹千五百圓

株式會社 三角魚市場

八

右三角運送株式會社設立ニ付商法第百六十六條及ビ第百六十八條ノ規定ニ依リ本定款ヲ作成シ發起人一同左ニ記名捺印スルモノナリ

昭和拾五年七月貳拾六日

三角運送株式會社發起人

山	佐	緒	諫	山	田	大
中		方	訪	本	村	月
彌	竹	忠				甫
三		直	義	量		
		五				
郎	衛	郎	隆	造	新	三